

公述人が述べた意見の要旨と意見に対する市の考え

公述人	意見の要旨	意見に対する市の考え
公述人 1	<p>○許可を前提とした要望</p> <p>条件をクリアした企業が利益追求を計画し業務拡大を図ることは、当然の企業活動であり、理解できる。そのため、進出企業には、地元住民が今のまま安心して暮らし続けていけるように、環境には十分配慮していただきたい。特に環境の中でも地下水に関しては、枯渇、汚染されることのないよう、次のとおり要望する。</p> <p>1. 株式会社エンデバーに対するもの</p> <p>取扱い食品の廃棄品及び冷凍カスの処理については、臭気や土壌など、周囲への環境に影響を与えない方法を採用していただきたい。</p> <p>2. 三友機器株式会社に対するもの</p> <p>① 塗装に使用するベンゼン、シアン等の有害物質の廃棄について、産業廃棄物処理業者による「運搬」「中間保存」「最終処理業者」のマニフェストの返却及び保管の方法を示していただきたい。</p> <p>② 廃棄までの経過過程と受取処理の確認を地元住民がチェックできる仕組みづくりを行っていただきたい。</p> <p>3. 地下水に関するもの</p> <p>汲み上げる地下水について、確実に 90m 掘削したことの証明を掘削業者から提示していただきたい。</p>	<p>本案件に関して公述人から反対を表明する意見は出されず、また、公述人からの要望についても、許可の判断に直接的な関連性・妥当性はないことから、本案件に対して許可することとしたい。</p> <p>ただし、公述人からの要望は、当該申請地における事業活動の活性化・活発化により、周辺環境・交通事情が大きく変化していくことに対する地元の不安があることからのものであることは理解している。</p> <p>市に対する要望については、一般的な市への要望と同様の方法で行政区からの要望としていただき、市では、各行政区からの要望について優先順位を判断していく方針である。</p> <p>なお、信号機設置については、交差点改良工事が行われる際の警察協議の中で判断されることになると思われる。</p>
公述人 2	<p>○許可を前提とした要望</p> <p>1. 市に対するもの</p> <p>① 谷山・小竹線と町川原 1 6 号線との交差点部に信号機を設置していただきたい。</p> <p>② 谷山・小竹線の大塚交差点から西福運送の間の道路を拡幅していただきたい。</p> <p>③ 谷山・小竹線の交通量増加による道路補修を適時実施していただきたい。</p> <p>④ 谷山・小竹線及び町川原 1 6 号線の草刈り、清掃を年 3 回実施していただきたい。</p> <p>2. 申請者に対するもの</p> <p>① 町川原 1 6 号線を拡幅し歩道を設置する際は、歩道の民地側に転落防止の安全対策を講じていただきたい。また、歩道設置の計画を示していただきたい。</p> <p>② トラックの洗車水の排水方法を示していただきたい。</p> <p>③ 運送車両、通勤車両は谷山・小竹線を交通経路とし、北筑昇華苑入口交差点を經由して通行することを徹底していただきたい。</p> <p>④ 谷山・小竹線での荷待ち駐・停車及び運転席からごみのポイ捨てをしないよう徹底していただきたい。</p>	